

2018 年度
「中南米日系社会との連携調査団」
(パラグアイ・ペルー派遣)



2018 年 7 月



独立行政法人国際協力機構

中南米部

【概要】

この度 JICA 中南米部では、かつて日本から中南米へと渡った日本人移住者及びその子弟によって築かれた日系社会との連携を図るパラグアイ及びペルーへの現地調査プログラムを企画いたしました。中南米地域の人口規模は ASEAN に匹敵する 6 億人を超える巨大市場であり、世界の GDP に占める割合は 7.9% と ASEAN の 2 倍強に達する規模となります。また、これらの国々と日本は、歴史的に良好な関係を築いてきました。こうした中南米諸国は戦前、戦後に移住した日本人を中心に日系社会が築かれている国が多く、日本及び日本人への親近感、期待感へと繋がっています。

パラグアイについては、過去 10 年間、平均年率 4.76% の経済成長率を記録しており、2013 年にカルテス大統領が就任して以降、官民連携、外国企業誘致を従来にも増して推進しています。税制優遇策を通じて外国企業を誘致する「マキラドーラ（保税加工区）制度」は 1997 年に開始され、1997 年から 2013 年まで 45 企業（年間平均 3 企業）が当地に進出しました。これに対し、2013 年から 2017 年にかけては 92 企業と、実に、毎月平均 2 企業が当地で事業を開始しています。また、日本企業の進出も少しずつながら増加しています。（2018 年 4 月時点で 18 社。2013 年度以降、11 社。）なお、パラグアイには日本語が流暢な日系人が多く、日本語能力の水準は、南米各国の日系社会でも屈指のレベルにあると言えます。現在約 1 万人の日系人が在住していますが、移住者の勤勉さと特に農業分野における貢献は、パラグアイ国民から尊敬の念をもって高く評価され、2016 年に開催された「移住 80 周年記念式典」には眞子内親王殿下のご訪問が熱烈に歓迎され、イベントの「日本祭り」には、18,000 人が参加するなどにぎわいを見せました。

ペルーは、日本にとって中南米諸国の中で初めて外交関係を樹立した国であり、140 年を超える友好関係を有しています。日系人の数は約 10 万人と中南米地域で第 2 位の規模であり、首都リマを中心に日系社会は現地社会に融合して大きく発展を遂げており、「MATSURI」等の様々な日系関連のイベントが催されています。同国は安定したマクロ経済運営により、2006-2016 年の GDP 成長率は年平均で 5.7% と世界でも有数の経済成長を達成しており、経済成長に伴い貧困率が改善し、中産階級が拡大しています。世界格付機関から投資適格の格付を得ており、ビジネス環境のランキングを示す世界銀行の Doing Business 2017 では中南米で 3 位に位置しています。太平洋同盟や TPP 等の自由貿易に対する取り組みに積極的であり、日本との間では経済連携協定（EPA）を締結し、伝統・非伝統商品に対する特惠関税の適用等で両国のビジネス促進を図っており、日本の企業のペルー進出も増加しています。

JICA は ODA と民間ビジネス活動の連携を推進する中、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして、日本の民間企業と連携を促進することで、現地の開発課題の解決に貢献し、さらに中南米への事業展開を実現するといった互恵的な協力の可能性があると考えています。

この調査団への参加が中南米の日系社会及び同地域社会・経済との交流の契機になることを願い、積極的なご応募をお待ちしております。

【募集期間】

2018年7月18日（水）～9月14日（金）

【派遣日程】

2018年11月23日（金）～12月9日（日）

【ご応募いただける企業】

1. パラグアイ、ペルーの日系社会や日系人が経営する企業、現地企業をパートナーとして事業進出・投資・製造拠点を設置する計画及び意志のある日本の中小企業¹（事業会社）を対象とします。

※中南米への社会・経済開発、または中南米への事業展開に関心のある企業。分野は問いませんが、パラグアイでは、自動車部品、農畜産物加工、衣類・繊維製品、プラスチック製品、木材、観光、IT・システム関連分野のニーズがあります。ペルーでは、IT×セクター（FinTech、AI 農業等）、防災、環境、農業・食、漁業、観光、金融、メタルメカニカ、繊維、産業廃棄物処理、化学品、水・衛生分野のニーズがあります。

※中小企業以外の団体（その他企業、地銀、地方自治体等）については、参団の目的に合うことを前提にまずは積極的に相談ください。調整の結果、参団いただくことになれば費用の自己負担を条件に対象とし、現地での便宜供与をJICAが行います。

2. 所属する民間企業の内部要員であって、その経営方針について意思決定ができる経営層（代表取締役やその他役員レベル）の参加を原則とします。
3. 調査団派遣時点で、年齢が25歳以上、65歳未満の方を原則とします。
4. 本プログラム及びJICA事業を十分理解していること。
5. 派遣前に事前研修（2018年10月29日及び30日）及び現地視察の全行程（2018年11月23日～12月9日）に参加可能であること。
6. 派遣中は政府機関、日系団体、企業等の訪問や視察の他に、意見交換やセミナーの実施を計画しています。このような意見交換の場では、本調査団参加者によるプレゼンテーションも予定しており、積極的に情報発信及び意見交換をしていただけること。

¹ 日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業（中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づき、以下の項目に該当し、また会社設立後、申請書締切日（2018年9月14日）までに1年以上経過している者。

- ・ 製造業、建設業、運輸業その他の業種においては資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であること。
- ・ 卸売業においては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であること。
- ・ サービス業においては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であること。
- ・ 小売業においては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であること。
- ・ ソフトウェア業又は情報処理サービス業においては資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であること。

7. **報告書 (A4 用紙 3~4 枚程度) 及び視察記録を帰国後 2 週間以内に提出**いただけること。
8. 都内開催予定の**帰国報告会 (2019 年 1 月 25 日)**にて調査報告をしていただけること。また、その後 JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、中南米日系社会及び開発途上国における、民間投資等の可能性について情報発信していただけること。
9. 派遣国の事情 (道路状況や衛生環境等) を勘案した上で、全行程に参加可能な健康状態であること。
10. プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
11. **調査団参加者の不正行為防止について**

調査団参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程 (平成 16 年規程 (人) 第 28 号) に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。

また、不正競争防止法では、OECD (経済協力開発機構) の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、調査団参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条 (外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止) に抵触しないよう留意すること。

【調査団参加費用】

(1) JICA が負担する調査費用

- ① 航空賃 (出発到着地: 羽田または成田空港⇄現地 (パラグアイ、ペルー) の往復航空券及びパラグアイ→ペルーの移動の航空券を JICA にて手配いたします。) ※日本国外にお住まいの方、日本以外の国籍の方は、別途ご相談ください。
- ② 現地での宿泊費、移動にかかる経費 (JICA にて手配いたします。)
- ③ 国際協力共済会²の加入経費

(2) 参加者にご負担いただく費用

² JICA から海外に派遣される方が、労災ではカバーできない海外における病気や怪我をした場合の療養費給付等を行う海外保険のこと。

- ① 東京または横浜にて実施する事前研修の国内移動及び宿泊に係る旅費
- ② 居住地⇄出発到着地（羽田または成田空港）の国内移動に係る旅費
- ③ 旅券申請に必要な書類等（戸籍抄本、写真等）の取得経費
- ④ 海外旅行保険（任意）の加入経費
- ⑤ 現地での食費等
- ⑥ 都内開催予定の帰国報告会の国内移動及び宿泊に係る旅費

【調査行程（予定）】

1. 構成：各社1名、参加者10～15名（JICA職員が同行します。）
2. 訪問国：パラグアイ、ペルー
3. 行程：2018年11月23日（金）～12月9日（日）、17日間

【日程（案）】

| | 月日 | 曜日 | 内容 | 場所 |
|---|-------|----|--|---------------|
| 1 | 11/23 | 金 | 羽田または成田発⇒ | 空港・機内 ・経由地 |
| 2 | 11/24 | 土 | ⇒欧州、サンパウロ（予定）経由⇒アスンシオン | パラグアイ |
| 3 | 11/25 | 日 | ブリーフィング、市場視察等 | パラグアイ |
| 4 | 11/26 | 月 | 日本パラグアイ投資セミナー（予定） 政府機関（商工省、パラグアイ工業連盟、パラグアイ輸出協会等）、 在パラグアイ日本商工会議所、日系団体（日本人会連合会等）、企 業（本邦企業、日系人が経営する企業）等の訪問・視察、意見交 換、ビジネスマッチングセミナー（予定） | パラグアイ |
| 5 | 11/27 | 火 | 政府機関（パラグアイ工業連盟、パラグアイ輸出協会等）、在パラ グアイ日本商工会議所、日系団体（日本人会連合会等）、企業（本 邦企業、日系人が経営する企業）等の訪問・視察、意見交換 | パラグアイ |
| 6 | 11/28 | 水 | 地方都市へ移動 企業（本邦企業、日系人が経営する企業）等の訪問・視察、 日系団体（日本人会、日系農協等）との意見交換 | パラグアイ |
| 7 | 11/29 | 木 | アスンシオンへ移動 政府機関（パラグアイ工業連盟、パラグアイ輸出協会等）、在パラ グアイ日本商工会議所、日系団体（日本人会連合会等）、企業（本 邦企業、日系人が経営する企業）等の訪問・視察、意見交換 | パラグアイ |
| 8 | 11/30 | 金 | 政府機関（職業訓練校等）、企業（本邦企業、日系人が経営する企 業）等の訪問・視察、意見交換 | パラグアイ |
| 9 | 12/1 | 土 | アスンシオン→リマ移動 | パラグアイ |

| | | | | |
|----|------|---|---|---------------|
| | | | | →ペルー |
| 10 | 12/2 | 日 | ブリーフィング、市場視察、資料整理等 | ペルー |
| 11 | 12/3 | 月 | ビジネスマッチングセミナー（予定） | ペルー |
| 12 | 12/4 | 火 | 政府機関（生産省、貿易観光促進庁、投資促進庁等）、日秘商工会議所、日系団体（ペルー日系人協会、都道府県人会、日系信用組合等）、企業（ペルー企業、本邦企業、日系人が経営する企業）等の訪問・視察、意見交換等 | ペルー |
| 13 | 12/5 | 水 | 政府機関（生産省、貿易観光促進庁、投資促進庁等）、日秘商工会議所、日系団体（ペルー日系人協会、都道府県人会、日系信用組合等）、企業（ペルー企業、本邦企業、日系人が経営する企業）等の訪問・視察、意見交換等 | ペルー |
| 14 | 12/6 | 木 | 政府機関（生産省、貿易観光促進庁、投資促進庁等）、日秘商工会議所、日系団体（ペルー日系人協会、都道府県人会、日系信用組合等）、企業（ペルー企業、本邦企業、日系人が経営する企業）等の訪問・視察、意見交換等、ビジネス懇談会（予定） | ペルー |
| 15 | 12/7 | 金 | 各ビジネス候補先との面談、調整 リマ発⇒ | ペルー |
| 16 | 12/8 | 土 | ⇒欧州、サンパウロ（予定）経由 | 空港・機内 ・経由地 |
| 17 | 12/9 | 日 | ⇒羽田または成田着 | 空港・機内 |

※調査行程は事情により変更する可能性があることをご了承ください。

※具体的な訪問先は調査団員が確定してから、各団員の要望に従って可能な限り調整します。

【応募方法】

所定の様式にご記入の上、登記簿（写）及び調査団参加希望者の本人確認書類（運転免許証（写）、住民票（写）等、お名前が日本語表記で確認できるもの。）とともに、日本時間 **2018年9月14日（金）** までに JICA 中南米部計画・移住課担当に電子メールでご提出ください。

※応募にあたっての留意点：

・ **応募書類を電子メールで送信後、数日を経過しても当方からの返信がない場合は、受信できていない**

可能性がありますので、再度ご連絡ください。

・ **電子メールの容量が4MBを超える場合は受信できないことがあります、圧縮ファイルもセキュリティ上受信できませんので、個別にご相談ください。**

なお、応募いただいた後、JICA 側で選考をさせていただきますので、予めご了承ください

ますようお願い致します。

【選考方法】

一次審査：書類審査

- (1) 一次審査結果は**2018年9月26日**を目途にお知らせします。
- (2) 一次審査を通過した方は、**2018年9月27日～10月10日**の間で調整し、二次審査（面接）を行います。

二次審査：面接（JICA 本部にて直接またはテレビ会議、Skype 会議を通じて面接を行います。）

- (1) 面接では、応募者からプレゼンテーションを行ってまいります。プレゼンテーションの内容は以下のとおりです。
 - 会社概要及び主力製品・技術・サービスを3分間で紹介してください。
 - パワーポイントを使用し、スライドは最大3枚、フォントのポイントは20以上に指定します。

※JICA 本部にて面接を行う場合、PC を持参してください。

※テレビ会議または Skype 会議での面接の場合、事前にパワーポイントのデータをメールで提出してください。

- (2) 二次審査結果は**2018年10月15日**を目途にお知らせします。

【応募・問い合わせ先】 ご不明な点は、下記の担当にご相談ください。

JICA 中南米部計画・移住課

電話番号：03-5226-8510

メールアドレス：5rtpm@jica.go.jp

中島里美／石橋匡

以上